「不利益処分」基準等公開票(法律又は命令)

不利益処分名	指定ばい煙の処理方法の改善命令等		
根拠法令・条項	大気汚染防止法第9条の2		
所 管 課	環境保全部環境対策課		
処 分 基 準	合において、その届 て、当該特定工場等	3条第1項又は第8条第1項の規定による届出がある 届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等に 設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該才 量規制基準に適合しないと認めるとき。	こつい
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明	
	「総闻又は开明の 手続を省略する場 への担加を頂竿)	ただし、行政手続法第13条第2項第3号に規定で 「法令上技術的な基準が明確であり、当該基準が れていないことを理由とした不利益処分をすると 該当するため、手続を省略する。	充足さ
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項		